

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（機関の種別）</p> <p>第2条 機関を分けて、局本庁、<u>地域機関</u>及び施設とする。</p> <p style="text-align: center;">（局本庁）</p> <p>第3条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（地域機関）</u></p> <p>第3条の2 <u>地域機関とは、第2章の2に規定する組織をいう。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の2 地域機関</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（設置）</u></p> <p>第6条の2 <u>新潟県立加茂病院の清算業務を行うため、加茂病院事業清算事務所を加茂市に置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 新潟県立吉田病院の清算業務を行うため、吉田病院事業清算事務所を燕市に置く。</u></p> <p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第6条の3 <u>加茂病院事業清算事務所及び吉田病院事業清算事務所（以下「清算事務所」という。）に次の課及び係を置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>経営課</u></p> <p style="text-align: center;"><u>経営係</u></p> <p style="text-align: center;">（分掌事務）</p> <p>第6条の4 <u>清算事務所の課の分掌事務は、次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>経営課</u></p> <p><u>（1）公印の管理に関する事項</u></p> <p><u>（2）職員の人事及び服務に関する事項</u></p> <p><u>（3）文書の收受及び保存に関する事項</u></p> <p><u>（4）物品の管理及び出納に関する事項</u></p> <p><u>（5）配当予算の経理に関する事項</u></p> <p><u>（6）調査統計に関する事項</u></p> <p><u>（7）清算事務所の管理、保全等に関する事項</u></p> <p><u>（8）料金の請求及び収納に関する事項</u></p> <p><u>（9）診療記録の整備及び保管に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">（病院の名称及び位置）</p> <p>第7条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。</p>	<p style="text-align: center;">（機関の種別）</p> <p>第2条 機関を分けて、局本庁及び施設とする。</p> <p style="text-align: center;">（局本庁）</p> <p>第3条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（病院の名称及び位置）</p> <p>第7条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。</p>

名称	位置
(略)	
新潟県立精神医療センター	長岡市
新潟県立津川病院	東蒲原群阿賀町
新潟県立がんセンター新潟病院	新潟市
(略)	

(病院の組織)

第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。

管理部

(略)

診療部

内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 乳腺外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 臨床工学科 歯科 歯科口腔外科

薬剤部

看護部

2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に患者サポートセンター、救命救急センター及び循環器病センター、県立松代病院及び県立十日町病院に患者サポートセンター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立新発田病院に教育研修センター、患者サポートセンター及び救命救急センター、県立リウマチセンター及び県立坂町病院に患者サポートセンターを置く。

(略)

(分掌事務)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 県立中央病院、県立松代病院、県立十日町病院、県立新発田病院、県立リウマチセンター及び県立坂町病院の患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)～(3) (略)

6 (略)

名称	位置
(略)	
新潟県立精神医療センター	長岡市
<u>新潟県立加茂病院</u>	<u>加茂市</u>
新潟県立津川病院	東蒲原群阿賀町
<u>新潟県立吉田病院</u>	<u>燕市</u>
新潟県立がんセンター新潟病院	新潟市
(略)	

(病院の組織)

第8条 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。

管理部

(略)

診療部

内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 人工透析内科 脳神経内科(又は神経内科) 心療内科 緩和ケア内科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 心臓血管・呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 肛門外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 児童精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 臨床工学科 歯科 歯科口腔外科

薬剤部

看護部

2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に患者サポートセンター、救命救急センター及び循環器病センター、県立松代病院及び県立十日町病院に患者サポートセンター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立加茂病院及び県立吉田病院に患者サポートセンター、県立新発田病院に教育研修センター、患者サポートセンター及び救命救急センター、県立リウマチセンターに患者サポートセンターを置く。

(略)

(分掌事務)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 県立中央病院、県立松代病院、県立十日町病院、県立加茂病院、県立新発田病院、県立リウマチセンター及び県立坂町病院の患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)～(3) (略)

6 県立吉田病院の患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)～(2) (略)

7 (略)

7 (略)

第2節の2 地域機関におかれる職

(清算事務所の職の設置)

第17条の5 清算事務所に次条から第17条の8に規定する職を置く。

(職制上の職)

第17条の6 清算事務所に所長を置く。

2 清算事務所に次長を置く。

3 所長は上司の命を受け、清算事務所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第17条の7 清算事務所の課及び係に長を置く。

2 前項に規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第17条の8 清算事務所の課及び係に主査、主任、専門員(次項において「主査等」という。)

を置くことができる。

2 主査等は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

(病院の職制上の職)

第19条 (略)

第20条 (略)

2～3 (略)

4 (略)

5 第1項から第3項までに規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

6 (略)

(参与等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、専門員、事務専門幹、薬剤専門幹、診療放射線専門幹、理学療法専門幹(次項において「参与等」という。)を置くことができる。

2 (略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

8 (略)

(病院の職制上の職)

第19条 (略)

第20条 (略)

2～3 (略)

4 前3項に規定するもののほか、県立吉田病院診療部に消化器内視鏡センター長を置く。

5 (略)

6 第1項から第4項までに規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

7 (略)

(参与等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、専門員(次項において「参与等」という。)を置くことができる。

2 (略)